
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.172 2019/6/25

1 器具・容器包装のポジティブリスト制度における規格基準について

6月21日に開催された薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会において改正告示案が示された。別表第1第1表案（基ポリマー）として（1）基ポリマー（プラスチック）、（2）基ポリマー（コーティング等）及び（3）基ポリマーに対して微量で重合可能なモノマーが、第2表案として添加剤・塗布剤等が示されている。

なお、乳等省令で規定されている器具、容器包装の規格基準の告示への移行案はまだ示されていない。

告示の案は次のとおり。

第3器具及び容器包装、A器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格中に次の9が加えられている。

- 9 法第18条第3項の規定により、令第1条に定められた合成樹脂の原材料であって、これに含まれる物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を除く。）及びそれらの使用にあたっての制限については別表第1に掲げるものであること。ただし、別表第1に掲げる物質の他、着色の目的に限って使用する物質は、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第1に掲げる着色料若しくは溶出又は浸出して食品に混和するおそれのないように加工されている着色料であること。別表第1第1表（1）及び（2）の表中の使用可能ポリマー欄に掲げる合成樹脂の原材料であって、これに含まれる物質（以下「基ポリマー」という。）は、当該基ポリマーを使用して製造される器具若しくは容器包装に含有されることが許容される量又は当該基ポリマーを使用して製造される器具若しくは容器包装から溶出し、若しくは浸出して食品に混和することが許容される量が特段の定めが無い場合をもって、法第18条第1項の規格に定められているものとし、同表の使用可能食品欄及び使用可能最高温度欄に規定する制限を超えて器具及び容器包装の原材料として使用してはならない。また、同表第1表（2）の表中の使用可能ポリマー欄に掲げる基ポリマーはプレポリマーを適切な基材上で化学反応により高分子化又は架橋されなければならない。なお、基ポリマーの構成成分に対して98重量%超が別表第1第1表（1）又は（2）の表の使用可能ポリマー欄に掲げる物質で構成され、残りの構成成分は同表第1表（3）の表に掲げるモノマーの共重合体で構成されること。同表第2表の表中の物質名欄に掲げる合成樹脂の原材料であって、これに含まれる物質は、同表第1表（1）及び（2）の表中の区分欄に従い、対応する同表第2表（1）の表中の区分別使用制限欄に定める量を超えて、該当する基ポリマーを使用する合成樹脂に含有してはならない。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000520541.pdf>

別表第1第1表案

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000520539.pdf>

別表第1第2表案

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000520537.pdf>